



# 医療費分析のお知らせ

市では、みなさんの健康管理に役立てていただくため、国民健康保険に加入されているみなさんの医療費に関するデータを基に、受診状況などさまざまな分析を行う「医療費分析」を実施しました。その分析結果から「生活習慣病に係る医療費などの状況」についてお知らせします。

## 生活習慣病に係る医療費などの状況

令和6年度診療分の被保険者全体に占める生活習慣病患者の状況は、生活習慣病あり46.7%、生活習慣病なし34.6%、医療機関未受診18.7%となり、生活習慣病を有している人が被保険者全体の約5割を占めています。(図①参照)

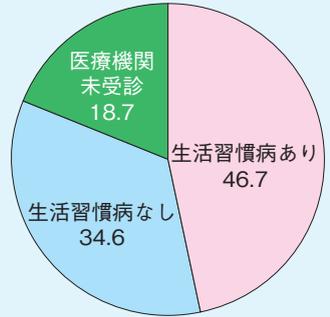
また、生活習慣病における疾病別医療費の割合は、腎不全27.8%、糖尿病20.2%、高血圧性疾患11.9%、虚血性心疾患11.2%、脂質異常症10.3%の順に高くなっています。(図②参照)

疾病別1人当たりの医療費は、くも膜下出血、腎不全の順に高くなっています。(図③参照)

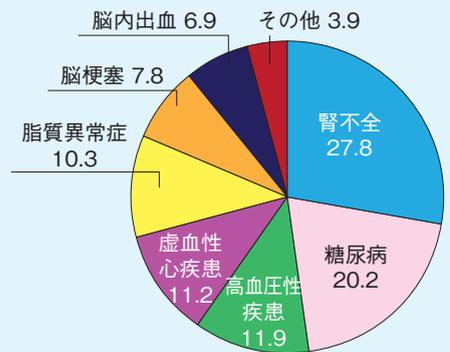
特定健診受診状況別の生活習慣病患者1人当たりの医療費は、入院・入院外ともに健診未受診者の医療費が多い結果となっています。(図④参照)

生活習慣病は重症化してしまうと体に大きな負担となり、医療費も急増します。  
毎年1回の特定健診を必ず受診し、かかりつけ医の指導を受けて、早期の治療・予防に努めましょう!

【図①】被保険者全体に占める生活習慣病患者の状況



【図②】生活習慣病疾病別医療費の状況



【図③】疾病別1人当たり医療費(上位5件)



【図④】生活習慣病患者1人当たり医療費

健診有無	入院	入院外	合計*
健診受診者	17,055	73,077	74,004
健診未受診者	50,725	87,147	92,445

\*入院、入院外の区分けなく集計した場合

## 国民健康保険料について

### 国保料(特別徴収)の仮徴収について

令和8年度の国民健康保険料(国保料)の年金からの仮徴収は、4月支給分から始まり、対象の人には、4月上旬に「国民健康保険料仮徴収額決定通知書」を送付します。

▼対象 令和8年2月分の国保料を年金からの天引き(特別徴収)で納めている世帯主などで納めている世帯主など

### 国保料(特別徴収)の支払方法の変更について

特別徴収で国保料を納めている人は、支払方法を口座振替に変更することができ、

①金融機関へ届出をする

▼持ち物 通帳、届出印、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)および国民健康保険料仮徴収額決定通知書

②①の届出後、国保医療課へ届出をする

### 国保料(特別徴収)の仮徴収について

令和8年度の国民健康保険料(国保料)の年金からの仮徴収は、4月支給分から始まり、対象の人には、4月上旬に「国民健康保険料仮徴収額決定通知書」を送付します。

▼対象 令和8年2月分の国保料を年金からの天引き(特別徴収)で納めている世帯主などで納めている世帯主など

### 国保料(特別徴収)の支払方法の変更について

特別徴収で国保料を納めている人は、支払方法を口座振替に変更することができ、

①金融機関へ届出をする

▼持ち物 通帳、届出印、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)および国民健康保険料仮徴収額決定通知書

②①の届出後、国保医療課へ届出をする

### 国保料の減免

国保料の納付が困難な状況の人には、国保料を減免できる場合があります。必ず納期限までに、国保医療課にご相談ください。

○災害などにより居住用の固定資産が被害を受けた人  
○所得が皆無となったため、生活が著しく困難な人  
○雇用保険法に規定する失業給付等受給資格者で、今年の所得が前年所得に比べ減少している人  
○給付制限を受けている人(拘留所などに拘禁されている人)  
○申請月以降に納期限が到来する国保料の所得割額が対象です(給付制限を除く)

会社都合で退職した人へ  
会社の倒産や解雇などにより離職し、雇用保険を受給する人(非自発的失業者)は、申請により国保料などが軽減される場合があります。

### 産前産後期間の国保料の軽減

被保険者が出産する場合、産前産後期間の国保料が軽減されます。世帯主からの届出が必要ですが、「出産育児一時金」の支給などにより出産の事実を市が確認できる場合、届出は不要です。

▼対象 出産する予定または出産した被保険者 ※令和5年11月1日以降に出産した被保険者が対象となります

▼軽減の内容  
○単胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の所得割と均等割の国保料

①非自発的失業者  
②失業時65歳未満の人  
③雇用保険受給資格者

所得のない人も申告を  
所得税や市・府民税の申告義務がない人も国保での所得申告が必要となる人には、国保医療課から申告書を送付しますので、必ず4月15日(水)までに申告してください。

証または雇用保険受給資格通知の離職理由欄に11・12・21・22・23・31・32・33・34と記載のある人  
▼減額の対象となる国保料 離職日の翌日から翌年度末までの給与所得に係る国保料  
該当者は本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)・雇用保険受給資格者証などを持参の上、国保医療課へ申請してください。

○双子などの多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月の所得割と均等割の国保料  
※出産とは、妊娠85日以上、分娩をいい、死産、流産(人工妊娠中絶を含む)、早産を含みます

